

第 17 回民間資金等活用事業推進委員会  
議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

第 17 回 民間資金等活用事業推進委員会  
議事次第

日 時：平成 20 年 7 月 15 日（火） 13:30～14:51

場 所：合同庁舎 4 号館 2 階第 3 特別会議室

1．開 会

2．議 事

- ( 1 ) P F I 事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）について
- ( 2 ) P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）について
- ( 3 ) V F M（Value for Money）に関するガイドライン改定案について
- ( 4 ) その他

3．閉 会

出席者

【委員】

渡委員長、山内委員長代理、碓井委員、高橋委員、野田委員、前田委員、宮本委員

【事務局】

大田大臣、松元政策統括官、赤井民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、後藤参事官  
補佐

赤井 P F I 推進室長 ただいまから、第 17 回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

本委員会の事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の室長をしております、赤井でございます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は 9 名のうち 7 名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以降の議事進行につきましては、渡委員長にお願いしたいと存じます。

渡委員長 それでは、進めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、大田大臣に御出席いただいております。

まず大田大臣から、ごあいさつをいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

大田大臣 大田でございます。今日は大変お忙しい中、そして、お暑い中をありがとうございます。こちらはかりゆしウェアで失礼いたします。

渡委員長を始め、委員の皆様には P F I の推進にかねてより大変御尽力いただきまして、本当にありがとうございます。お陰様で P F I という手法が着実に浸透してきたということを感じます。刑務所ですとか病院ですとか運営型の P F I も着実に進んでおります。それだけにさまざまな課題が出てきているのも事実です。

昨年 11 月に渡委員長を始め、新たなメンバーに御就任いただきましてから、昨年の推進委員会報告、1 月に発表された総務省の政策評価も踏まえ、課題への対応について、精力的に御審議いただき、まいりました。半年という大変短い期間でしたので、委員の先生方には大変御苦労をおかけしたと思いますし、それにもかかわらず本当に密度の高い御議論をいただきまして、ありがとうございます。

今日とりまとめでいただく予定の「P F I 事業契約に際しての基本的考え方とその解説」「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」の 2 つは、P F I の現場で今、生じております実務上のいろいろな課題の解決に向けた道しるべになるものです。国会でもこの道しるべ、今おまとめいただいているものについての関心は大変高く、私も質疑を受けております。

今後、P F I をよりよいものにしていく。より使いやすいものにしていくための大きな一歩だと考えております。まだ議論の必要な部分も数多く残っていると聞いておりますけれども、委員の皆様におかれましては、今後とも引き続き、この P F I の推進に向けて御指導いただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

渡委員長 どうもありがとうございました。大田大臣は所用によりまして、ここで退席されます。

大田大臣 では、どうぞよろしくお願いいたします。途中で済みません。

(大田大臣退室)

渡委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず事務局から資料の確認をお願いします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。上から順にまず議事次第、座席表。

資料 1 としまして「P F I 事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）の主要な論点」。

資料 2 は、その本体でございます。

資料 3 は「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」。

資料 4 といたしまして「V F M ( Value for Money ) に関するガイドライン改定（案）」。

ここまでが資料本体でございます。その次以降が参考資料でございます。

参考資料 1 としまして、課題への対応という 1 枚紙。

参考資料 2 は、事業契約の関係の概要資料でございます。

参考資料 3 は、要求水準の方の概要の資料となっております。

参考資料 4 は、総務省の政策評価についてという概要の 1 枚紙。

参考資料 5 は、総務省の政策評価書の要旨となっております。

参考資料 6 は、VFM のアンケート結果概要。

参考資料 7 が、官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会の資料がございます。

参考資料 8 が、地球温暖化防止への対応の概要版。

参考資料 9 は、その本体の報告となっております。

参考資料 10 が、補助金等の適用状況についてという概要版。

参考資料 11 が、その本体でございます。

参考資料 12 がちょっと厚い資料でございますが、これまで皆様からいただいた意見をとりまとめたものでございます。

参考資料 13 が、昨年 11 月にとりまとめていただきました報告の冊子。

その次に参考資料 14 として、委員会の名簿。

参考資料 15 が、前回 1 月の推進委員会の議事録（案）となっております。

以上でございますが、過不足等はありませんでしょうか。もし不足等がございましたら、事務局の方までお申し付けください。

以上でございます。

渡委員長 それでは、もし過不足がございましたら、後ほどおっしゃっていただきたいと思えます。

今日の議事内容は 3 点ございます。

1 点目は、先ほど大臣からも御紹介がありましたとおり、「P F I 事業契約に際しての基本的考え方とその解説」です。

2 点目は、「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」です。

そして、最後の 3 点目は、「V F M に関するガイドラインの改定」です。

御承知のとおり、本年 1 月に開催された第 16 回 P F I 推進委員会において、昨年 11 月

の委員会報告でとりまとめた「速やかに措置を講ずべき課題」につきまして、総務省の政策評価も踏まえた上で検討を行い、半年程度を目途に検討結果をとりまとめることといたしました。

前回の委員会から、おおむね半年経ちましたので、本日は山内総合部会長から、これまでの総合部会の検討結果について御報告をいただき、当委員会としての検討結果をとりまとめるべく、皆様方の御意見を頂戴したいと考えております。

それでは、山内部会長、よろしくお願いいいたします。

山内部会長 承知いたしました。それでは、総合部会における検討状況について御報告をさせていただこうと思います。総合部会ではその下にPFI事業実施プロセスのワーキンググループ、バリュー・フォー・マネー評価に関するワーキンググループを設置いたしまして、プロセスのワーキンググループでは契約の標準化、要求水準の明確化。これについて検討を行いました。一方、バリュー・フォー・マネーの方のワーキンググループでは、バリュー・フォー・マネー評価の透明性、客観性確保について検討を行ったという次第であります。

6月26日に第24回の総合部会を行いまして、これらの検討結果を基に議論を行いました。その後も更に御意見をいただきまして、内容について精査した上で「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」「VFMに関するガイドラインの改定(案)」の3つをとりまとめたところであります。

「PFI事業契約に際しましての基本的な考え方とその解説(案)」「PFI事業契約の関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」につきましては、今回の委員会ではドラフトという形でおとりまとめいただきまして、今後また夏にかけてですけれども、パブリック・コメントを行った上で、再度御報告をさせていただければと存じます。

本日はそれらの案につきまして、資料1～4という形でお配りをしていただいております。この報告をもちまして、総合部会における検討結果の報告とさせていただきます。詳細については事務局から説明をよろしくお願いいいたします。

事務局 それでは、御説明をさせていただきます。本日御審議いただきますのは、契約の標準化の関係、業務要求水準の関係、VFMの関係の3つでございます。それぞれ資料1～4となっておりますけれども、ごらんのとおり大部になりますので、適宜概要資料を作成しておりますので、そちらの方で御説明をさせていただきたいと存じます。

まずは参考資料2をごらんいただきたいと思います。左上に「『PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説』(案)概要」と書いた横長の資料となっております。よろしいでしょうか。

1枚目でございますのは、昨年11月にとりまとめをいただきました推進会報告の概要でございます。ここで民間事業者の方からは、官民が対等な立場にあるとは言いがたいという不満がある。あるいは公共施設等の管理者等からは、PFIは手間がかかり、使いや

すい手法になっていないといった問題意識がございまして、それにつきまして、15の課題を整理をいただきました。15の課題がここに書いてあるものでございまして、そのうちの重点的に検討し、速やかに措置を講ずるべき課題ということで、4つほど課題を設定をいただきました。

1つ目が「個別具体のプロセスごとの課題」。

2つ目が「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」。

3つ目が「地球温暖化防止への対応」。

4つ目が「補助金、税制等の支援措置のイコールフットイングの必要性」。

この4つを速やかに措置を講ずべきこととしまして、本年1月の推進委員会の際に、渡委員長の方から半年をめぐりとりまとめるようにという御指示をいただいたところでございます。

特にこの個別具体のプロセスごとの課題につきましては、2ページ目でございますけれども、PFIの事業の各段階に応じまして、さまざまな課題がございまして、例えば要求水準に関しましては、入札前あるいは入札の段階で要求水準が不明確である。場合によっては要求水準をそのまま民間事業者に丸投げをしているといったような意見もございました。あるいは予定価格から乖離している。そういった指摘がございましたので、これらを報告では要求水準書作成のための指針という形でまとめるようにというお話がございました。

一方、契約の方につきましては、契約締結の段階あるいは建設運営の段階といった中で契約書の作成というのは非常に難しいので、標準化をしてほしいといった要望もございましたので、これを昨年の方では「標準契約モデル及びその解説(案)」という形でとりまとめるようにというお話がございました。

この2つにつきまして、総合部会ないしプロセスのワーキンググループで御審議をさせていただいてまいりましたけれども、それが今回御審議いただく内容となっております。まずは標準契約の方から御説明をさせていただきたいと存じます。

3ページ目でございます。タイトルとして「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」となっております。これはもともと標準契約書モデルという名前で考えてございましたけれども、委員の方から標準契約書モデルという名前にするには、時期尚早であるというようなお話もございましたので、基本的考え方という形にしております。

もともと契約に関しましては、平成15年にまとめていただきました契約のガイドラインがございまして、これは主に施設整備重視型が対象となっております。

これにつきまして、昨年の推進委員会報告以来、契約の標準化について御審議をいただく際に、重点検討課題として5項目ほど挙げていただきました。

1つ目が、状況変化に対応した柔軟なサービス内容、サービス価格の変更。

2つ目が、管理者等の任意解除。

3つ目が、中立的な第三者の関与を含む紛争調整メカニズム。

4つ目が、法令変更。

5つ目が、モニタリング・支払いメカニズムの充実でございました。これにつきまして、今回PFI事業計画に際しての基本的な考え方とその解説（案）という形でおとりまとめをいただいております。

この基本的な考え方として、大きく右側に9項目ほど掲げてございます。

1つ目が、国民・市民のためのサービスの価値の最大化を目指すべきであるということ。

2つ目が、官民のコミュニケーションが必要である。

3つ目が、それと関連しますが、真の意味の官民のパートナーシップを目指すということ。

4つ目が、契約の柔軟性を確保するということ。

5つ目が、当初の契約条件を明確化するということ。

6つ目が、リスク分担に係るあいまいさの排除をするということ。

7つ目が、これは議論もございましたけれども、選定事業者の在り方と統括管理機能についてということ。

8つ目が、国民・市民の利益の観点からの事業の監視をすべきであるということ。

9つ目は、不断の改善に向けてとございますが、これは先ほど山内部会長の方から御説明がありましたけれども、今回はドラフトとしておとりまとめをいただき、今後パブリック・コメント等を通じまして、よりいいものにしていきたいというようなことを書かせていただいております。

具体的な中身につきましては、4ページ以降にございます。

まず「(1)変更メカニズム」「状況変化に対応した柔軟なサービス内容の変更」ということとございます。PFI事業は通常、長期契約であるということから、契約時点の前提が大きく変化した場合に、その変化できるメカニズムが必要であるということ。あるいは運営開始前後に当初想定し得なかったような事項が判明するといったこともございますので、こういった状況変化に柔軟な対応をする必要があるということがございまして、柔軟な変更に対応できる規定の創設が必要であるということと、例えばその小規模な変更のための簡易な変更のメカニズムといったものを入れるべきだということを整理をしていただきました。

次に5ページ目「サービス対価の変更」でございます。1つは、建設費の高騰に対する対応ということで、昨今、建設費、資材価格の高騰が非常に大きな問題となっております。

これにつきまして、リスクを最もよく管理することができるものがリスクを負担すべきであるという考え方にいたしまして、例えば民間の創意工夫で影響を緩和することが期待されるようなこと。こういうようなものについては、原則としては選定事業者の負担であるということとございます。

例えば公共工事標準請負約款において、単品スライドあるいはスーパーインフレといっ

たようなものが規定されておりますけれども、こういった応札時点で民間が予測し得ないような急激な物価変動があった場合は、やはり民間事業者の管理できるリスクの範囲を超えるだろうということで、例えばこの部分については公共負担にするとか、そういったことを考える必要があるだろうということを整理いただきました、

後半のソフトサービスのサービス対価の変更ということで、ソフトサービスと言いますのは、清掃ですとかリネンですとか、主に人件費が主体となっているようなサービス内容でございます。こういったものは単に指標による価格調整だけだと、市場の実勢価格と乖離をしていくというようなことがございます。

こういったことにつきまして、例えば英国ではベンチマーキング、あるいはマーケットテストングといった手法で調整をしているということがございますので、こういった手法についても検討すべきであろうということを整理をいただいたところでございます。

6 ページ目が「(2) 任意解除」の規定でございます。これは管理者等の都合による解除ということでございます。例えば政策変更があった場合あるいは住民のニーズの変化があったような場合。こういった場合は P F I 事業をやめる必要があるような場合も出てこようかと思えます。当然こういった場合のために管理者等による任意解除権を規定する必要がございますけれども、当然これは管理者の都合により解除をするものでございますので、民間事業者側には責めがないものでございます。

そうしますと、当然解除をする場合には、債務不履行と同様の損失補償の支払いを義務づけるといったような措置が必要であろうというところを御整理をいただきました。

7 ページ目のところは「(3) 紛争予防及び解決のためのメカニズム」の基本的な考え方というものでございます。当然 P F I 事業者は官民共同でやっていくものでございますので、日ごろのコミュニケーションが重要であることは言うまでもございませんが、不幸にして紛争になるというケースもございます。

こういった場合に、当事者間での協議の仕組みも当然必要ですし、あるいは場合によっては1つの方法として、中立的第三者が関与するような紛争解決手続の活用をしていくといったことも重要かというところを整理をいただいたところでございます。

8 ページは「(4) 法令変更」の関係でございます。わかりやすい例としては、建築基準法の改正がございました。例えば当初入札段階では法律改正があるかどうか、よくわからなかったという状況で入札を行って、実際にその後に法律改正があったといった場合に、そのために余分なコストがかかってくるという場合に、その法令変更により増加した費用をどちらが負担すべきかといったことがございます。

これは例えば物価等の指標に基づいて調整できるようなもの。最終的には費用の増加を吸収できる場合。例えば法人税法の税率の変更があったというような場合。こういった一般的な法令変更はやはり P F I は民間事業者にお任せする部分が多いところでございますので、そこは民間事業者の負担とすべきであろうと。

一方で、例えば建築基準法が改正をされて、ダイレクトに一部の例えば資材等が追加的



に必要なような場合。こういった直接的な影響を与える法令変更については、やはり管理者等の負担とすべきであろうといった内容のことをおまとめいただきました。ただ、これは一つの考え方でございます。ほかにもいろいろな考え方はあろうと存じます。

9 ページが「(5) モニタリング、支払いメカニズムの充実」でございます。PFI 事業は今、全国で 300 件ちょっとございますけれども、そのうちの運営段階に移行したものが半数を超えたものが一昨年でございます。また 2 年ということで、なかなか運営段階の問題はまだ浸透していないところがございます。

本来要求水準書あるいはモニタリング、支払いメカニズムといったものは入札時に一体的に公表していくということが望ましいところでございますけれども、やはりなかなか現場ではそこまで浸透していないということがございますので、今回そのモニタリング内容の確定までのプロセス例ということで、提示をさせていただいております。

当初の段階でモニタリング基本計画(案)を提示し、それに対して民間事業者の提案があり、もう少し詳細なモニタリングの実施計画を作成し、更には実際の運営段階でモニタリングに関する協議の場を設定する。

例えばこれは事例としては、1 年くらいそういった協議を続けると、だんだん不具合が減ってきて、望ましい状態になってくるというようなこともございますので、これを段階的にモニタリングの内容を詳細化していくことが必要であろうと。こういったことをおまとめをいただいたところでございます。

10 ページでございます。これは「(5) モニタリング、支払いメカニズムの充実」のうちの「建設モニタリング」ないしは設計施工モニタリングといったところでございます。これは過去に仙台のスポパーク松森で天井が落ちるという事故がございまして、それに関連しまして、総務省の政策評価でも御指摘をいただいている部分でございます。

これにつきましては、セルフモニタリング、民間事業者が自らやるモニタリングが原則でございますけれども、やはり重要な部分は管理者自らモニタリングをする。やはり最終的な責任は発注者でございますので、その部分は適宜しっかり見ていくといったことが必要であろうということを整理をしているところでございます。

11 ページは「(5) モニタリング、支払いメカニズムの充実」のうちの「適切な支払メカニズムの構築」ということでございます。この中では、1 つはサービス水準維持のためのインセンティブとしての実効性の確保ということがございます。

例えばモニタリング、支払いメカニズムを設定するときに、重要な部分はペナルティーを重くするなどといった、その重みづけをすとか、各指標間で二重に減額していないかどうかをチェックすとか、あるいは施設整備費部分についてもペナルティーの対象にするという一方で、過度な負担にならないようにすすとか、そういったサービス水準維持のためにインセンティブという考え方から、適切な支払いメカニズムを構築する必要があるということがございます。

もう一つは、利用量に基づく調整ということでございます。例えば入場者数等が増える

ことによって、よりコストが増加するような場合。こういった場合にはやはり一定のサービス対価にとどめるのではなくて、サービス対価を連動させるようなことも場合によっては必要であろうということを整理をさせていただいています。

引き続きまして、業務要求水準の関連の御説明をさせていただきたいと存じます。こちらは参考資料3。これもカラーの横長のものがございます。

こちらに「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)概要」という資料がございます。こちらで御説明をさせていただきたいと存じます。

こちらは昨年(2017年)の報告書では、要求水準書作成のための指針というふうに書かれていたものですが、やはりこのタイトルについては、指針という言葉はまだ時期尚早であるという御意見もございましたので、今回はPFI事業契約との関連に受ける業務要求水準書の基本的考え方(案)とさせていただいております。その概要がこの資料にまとめられておるものがございます。

全体の考え方でございます。まず要求水準書を作成する場合、これは当然より明確にする。あるいは具体的に合目的に柔軟に、こういった考え方で作成するノウハウを提示するというところでございます。

また、考え方と同時にチェックリスト等を実践編として提示をしているということで、PFIノウハウが十分でない加入者等がすぐに使えるものとして、とりまとめをしたいという方針で整理をさせていただいているものがございます。

中身につきましては、その下のところでございますけれども、理論編と実践編と分けてございます。理論編の中ではまずPFIのプロセスから見た業務要求水準書の位置づけであるとか、あるいはそれらに関する諸課題と対応の方向性といった考え方を整理をさせていただきした。

あるいは実践編の中では、業務要求水準書の構成。例えばこういったフォーマットで要求水準書ができているとわかりやすい1つの例として、整理をさせていただいております。あるいは業務要求水準書の作成プロセスということで、この右側にチェックリストという形で例示をさせていただきますけれども、実際に各段階で要求水準書をまとめていくに当たって、こういうところに注意していくとよいということをチェックリスト形式で整理していたという形のものでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。ここからが考え方の内容を整理したものでございます。

まず「1. 管理者等の意図の明確化」ということで、課題としまして、管理者等が何を求めているのか明確に整理をし切れていないという課題がございました。これにつきまして、主にPFI導入の前の段階とPFI導入後の段階の2つの段階に整理をして、考え方をまとめているものがございます。

まず導入可能性調査の前段階。PFIの外側と書いておるものがございますけれども、通常この段階で基本構想・基本計画といったものを各発注書はおとりまとめいただくと思

いますけれども、その際に事業に関わる政策目的や求める成果、アウトカム、実際に発注者が何をこの事業で目的としているのか。こういったところをしっかりと整理をすべきであるということが1点目でございます。

2つ目は、PFIの中の話でございます。導入可能性調査から実施方針の公表まで、この辺りの段階で、ではPFI事業としてやる場合に、民間事業者に何を期待するのか。期待する役割を整理をすべきであるということ。こういったものを実施方針等の公表の際に業務要求水準(案)の形で添付をして公表すべきである。こういった考え方を整理をしておるところでございます。

3ページ目は「2-1.業務要求水準の明確化」でございます。PFIの場合、性能発注ということでございますけれども、アウトプット仕様では達成すべき水準を民間事業者に客観的に伝えることが難しい場合があるという課題がございました。ここにつきまして、主に3点ほど、下のところの囲いでございますが、まとめてございます。

1つは、数値的基準を活用するという。例えば主観的な要素が多いような場合であっても、顧客満足度調査あるいはクレーム情報といったデータを整理することで、数値化、客観化ができるだろうということが1点目でございます。

2つ目がインプット仕様の適切な活用ということで、アウトプット仕様が基本のPFIでございますが、場合によってはこの部分は発注者が仕様をちゃんと決めたい。あるいはインプット仕様を参考として示すことによって、よりわかりやすくなる。こういった場合にインプット仕様を適宜活用しながら、要求水準を示していく。これが必要であろうということでございます。

3つ目がBPRの促進でございます。従来公共がやっていた場合の業務手順を明示することによって、その改編の提案が民間から期待できるということがございますので、こういった従来の業務手順をしっかりと明示をする必要があるだろうということでございます。

4ページにまいりまして「2-2.達成すべき基準の明確化」といったところでございます。課題としましては、適切なモニタリング項目が設定されていない。すなわち民間事業者として、どこまでやればいいのかという基準がよくわからないということがございます。これについては、モニタリング指標を要求水準書と併せて提示をすることで、目標値が明確になるということがございますので、そういった観点につきまして、下のところで3点ほど整理をしております。

1つ目は、修復期間という考え方でございます。例えば何か不具合があった場合に、何時間以内に回復をすればいいかといった修復期間のような考え方を業務要求水準書と一体的に作成するといったことが1つ方法としてございますということでございます。

2つ目が、事業目的に合致したモニタリング指標と支払メカニズムの連動ということでございますけれども、モニタリング指標だけではなくて、支払メカニズム。具体的にどういふところを重視しているのかという重みづけを明確にして、支払モニタリングを構築するというところで、より民間側にとっては何かポイントなのかわかりやすくなるということ

がございます。

3つ目が組織品質や業務全体の傾向を評価する指標の活用ということで、統括管理業務というようなことがございますけれども、選定事業者のマネジメント能力の重要度が高いような事業。こういった事業では経営的、管理的な指標を活用することも有効であろうということがございます。

その次のところは「2 - 3 . 三位一体の検討手順」でございます。これまで説明しましたような要求水準、仕様の在り方ですとか、あるいはモニタリングの方向、支払メカニズム。この3つは段階ごとに常に横目で見ながら、一体的に検討するというところで、非常に効果を発揮することかございますので、その手順をフローの形で整理をしたというところでございます。

その次が「地球温暖化の防止」という、これは毛色の違うところがございます。まず課題としましては、設計、建設、運営段階で省エネルギー、二酸化炭素の削減のこういったことを促進する仕組みが構築されていないのではないかとございますので、経済原理に基づいて省エネルギー、CO<sub>2</sub> 排泄量の削減が達成されるように配慮するというところで、具体的には光熱水費をPFI - LCCに含めるということが一つの方法としてあるのではないかとございます。

ここの中で下の表のところ、類型1というふうにまとめてございます。光熱水費の負担あるいはエネルギーマネジメントといったものを両方とも民間事業者の負担ということにすることで、例えば初期投資額は大きいけれども、ライフサイクル全体で見ると、CO<sub>2</sub> の削減あるいはコスト削減につながるような提案。こういった地球温暖化の観点から望ましい提案が体现できるようになるというようにございますので、そういったところをおまとめいただいたところでございます。

業要求水準の関係は以上でございます。

3点目でございます。これは資料4をごらんいただきたいと存じます。縦長のVFMに関するガイドライン改定(案)」という資料4でございます。

こちらは特に概要版は作成しておりませんので、この改定案の本文で御説明をさせていただきたいと存じます。先ほども御説明がありましたとおり、総務省の政策評価で今年の1月に私ども内閣府の方には、いろいろと勧告をいただいたところでございますが、その1つがVFM評価の際の透明性、客観性を確保すべきであるといったことでございます。その勧告に対する答えがこのガイドライン改定となっております。

具体的な内容といたしましては、まずVFMを公表すべきであるという規定は従来のガイドラインがございましたけれども、その際のVFMの評価過程、あるいは評価方法といった詳細につきましても、併せて公表すべきであるということをまず最初のところで書かせていただいています。

その下に3つのポイントを書いてございます。1つは、やはりVFMというのはPFIを実施するかどうかの意思決定の非常に重要な部分でございますので、その意思決定のプ

ロセスの透明性、客観性を確保し、国民に対する説明責任を果たすべきであるということ。

2点目は、こういったことをオープンにすることで、民間事業者にとってはより要求水準を的確に理解することが可能となり、より公共側の考え方に即した提案を期待することができるということが2点目。

3つ目が、やはりオープンにすることで公共側の緊張感が高まって、それによって、より適切な評価がなされることが期待されると。こういったことがございます。

具体的な公表の方法につきまして、この1ページ目の下のところからでございますが、VFMの公表様式という形でまとめてございます。

その次のページでございます。例えばVFMの基本的な前提条件ということで、割引率、物価上昇率、リスク調整費といったものの値であるとか算出根拠。公表しない場合はその理由をちゃんと説明をする。あるいは事業者のもの、算出方法ということで、施設・整備業務、運営業務と、それぞれの算出方法といったものを公表すべきであるということ。

2ページ目の下のところでございます。「特定事業選定時のみならず、民間事業者の事業計画に基づくVFMについても公表すべきであるということ、その公表様式も併せて整理をしているということでございます。

3ページ以降には、その考え方の解説という形で整理をしております。

更に6ページ以降に記載例というものを提示をしまして、例えばこういうふうな形で、より詳細に公表していくことが望ましいだろうという考え方を整理したものでございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

渡委員長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました3つのテーマ、事業契約に関する件、業務要求水準の件、VFMの件につきまして、皆様から御意見あるいは御質問をいただきたいと思っております。委員会のとりまとめに当たりまして、特に御発言を希望される事項がございましたら、御遠慮なく発言願います。どうぞお願いいたします。

A委員 まず簡単なものですが、1枚ものの資料を用意してまいりましたので、配っていただければと思います。

冒頭から非常に議論を混乱させるような発言を申し上げて恐縮なんでしょうございますが、進め方について、一種の動議を提案したいと思っております。

ここに議題として3件、具体的には(4)までありますけれども、(1)(2)(3)が議事として挙げられておられますが、今日の議論を踏まえてみますと「(3)VFM(Value for Money)に関するガイドライン改定案について」は、この指摘に対して回答するものでございますが、その問題の指摘についても、事務局を中心にまとめて考えておられたもので、それほど問題がないのではないかと。勿論、ワーキンググループでも議論しましたが、そういう内容だと思っておりますので、まずこれを審議していただければと思います。これが第1点でございます。

第2点は、残る(1)(2)についての議論をどう進めるかということでございます。今、資料を申し上げたんでございますが、当初、原案として出されましたのが3月26日だっ

たと思いますが、その後、総合部会が1回、ワーキンググループが3回開かれたんですけども、今日も膨大な資料がいきなり配られて、いきなりぼんと渡されまして、大体1回につき120分の時間がございますが、約90分説明です。これは実際にあった発言でございますので、そのとおり申し上げますと、それで意見が出なければ認めたことになる。そういう趣旨の発言が事務当局からございました。とてもではないけれども、それはできません。その後もかなりの修正をお願いしました。これは私だけではなくて、御参加の委員の方もそうだと思います。

今日も事前に事務当局から送っていただいた修正項目が入った案でございます。ほとんど各ページ例外なく赤が入っております。その上で、なおかつ、私が拝見している限り、1～21まで気がついただけでございますから、ほかにもあるかもしれません。つまり、かねてから、これだけの議論が委員会で必要だったという事項でございます。

といいますのは、なかなか難しい問題がございまして、民間事業者側の都合もあれば、管理者である行政側の都合もある。必ずしも一致していません。明快に間違っていると言える項目もあれば、ケース・バイ・ケースでどの辺で線を引くかというのは、なかなか難しいことだ。それについては、やはり議論を積み重ねる必要があるだろうということが、残念ながら詰まっていなかったために、こうやってぱっと結論みたいに出されると、これでいいのかという疑問がどうしても残るわけでございます。

1～21までの項目といいますのは、はっきりとここは間違えだから直しなさいというようなものに限らないで、基本的な考え方をベースに、どの辺で各関係者がお考えになるべきかという議論がもっとあってしかるべきではないかということでございます。

経緯の中で、今日お出しいただいた資料1はタイトルを変えていただいたわけですが、当初はどちらかというガイドラインのようなものでぼんと出てきて、中には契約案そのままが添付されていたという経緯があります。

資料2-2、今日はお出しておりませんが、これをいきなり出すというのは、やはり議論が不足しているのではないかとということで外されたようでございますが、ガイドラインということで出すと、例えば資料1の60ページでございますが、法令の変更という中に何が含まれるかということに、ガイドラインというものも入っているんです。

「6. 条文例(サービス購入型)」の最初のところに、ガイドラインというものが2行目に入っておるんですけども、つまり、PFIの推進委員会の名前でガイドラインという形を出してしまいますと、後で直せばいいということではなくて、これは契約でございますから、今、契約を結ぼうというところがこれを参考にされた場合には、契約の内容について影響するわけです。こういうものがそのまま残っているということでありますと、このまま外部に出すのに、まだ議論が煮詰まっていなないと考えるべきだと思います。

一方で、標準契約というものがあつた方がいいのか、ない方がいいのか。これはあつた方がいいに決まっております。私などでいいますと、これは2003年からお願いを申し上げているわけでございますが、なかなか進まなかった。これは難しいということもあつた

すけれども、出すということになれば、間違いがあってはならないというのがこの委員会での資料になろうと思います。ガイドラインという形でとらえられてしまいますと、法令に準ずるような位置づけになってしまいますから、これは後で直せばいいということで出してはならないんだろうと思います。

したがって、これまでかなりの修正の作業がございましたけれども、もう少し時間がほしいというのが正直なところでございます。例えば資料1の中でも、主要な考え方は大分直していただきました。特に初めの方はかなりの赤が入って、おかしいところは直していただいたんですが、ずっと追っていきますと、条文例が出ているんですが、条文例と考え方では必ずしも一致していないのが、まだ残っているんです。この辺のところは、もう少し詰めてからお渡しするべきではないか。

そういう中では、例えば19ページなどには英国の事例が載っていますけれども、その前にここでの考え方でいいますと、まだはっきりと考え方はまとまっていないんだけれども、英国の事例はこうだという形で出すのが果たしてよろしいのか。むしろ、順序は逆で、英国の事例はこうだけれども、日本でこういう考え方がある。そこについて意見の違いがあるのであれば、並列的に出すべきではないか。その上で意見を求める。こういう方が誤解を招かないでいいのではないかと思います。

そういうことで、動議の2番目としましては、パブリック・オピニオンに立つのは結構でございますが、もう少し時間をいただきたい。私の方でもいろいろ用意しております。必ずしも指摘したことについて、そのとおり直さなくてもいいんですが、直さないなら直さないで明確な理由を提示していただきたいというのに、そのままになっているんです。

やはり出すのであれば、1点について両論に限らず数論あるかと思います。それを並列的に明示していただいて、それぞれの理由があるわけでございますから、理由を明示した上でパブリック・オピニオンをいただく。そうすべきなのではないか。それにはもうちょっと時間が要るのではないかと思います。これを2週間とするか月内とするか、私の方ではできるだけ長い方がありがたいんですが、時間の制約もありますので、優先順位で重要な問題については、もうちょっと詰めさせていただきたいということでございます。

動議の3番目といたしまして、進め方でございます。これだけ直してといたしますのは、もともとの原案ができておりますから、それを部分的に直していきますと、どうしても全体像を議論していない上で部分的な修正になってしまいます。そうすると、どうしても直し切れないわけです。

資料1の中でもかなり矛盾した記述がございます。なぜそうなったのか。確かに作業量は大変なんでございますが、これは修正するたびに300ページのものに目を通しながら、どこが直ったか直っていないかよくわからないまま私は見ているんですが、早い話が半分は徒労なんです。こういう進め方をしたことに、やはり原因があるのではないか。

そして、これはワーキンググループの中で何度も出たんでございますが、税金を使って

議論しているんだから、早く結論を出せというお話がありました。果たしてそうなんだろうか。私は質問を出してみたんです。どのくらい税金をかけたか。それに対する回答は、たった3回と言っていいと思います。当初のガイドラインを設定するときと比べますと、はるかに少ないです。3回のワーキンググループで六十数万円だと言うんです。私が受けた感じでは、そうではなかったんです。どうもこの間の進め方に原因があったのではないか。

1月23日に16回の委員会、2月5日に総合部会がございました。実は2月25日だったと思いますが、第1回目のワーキンググループが私はあると思っていたんです。あるかないかよくわからなかったんですが、私の都合も予定しておったのに、どうもはっきりしなかったので、当日朝に確認をして、ようやくないということになった。そうすると、いきなりもう3月25日に飛ぶんです。この辺のところの時間の使い方を始め、当初からでき上がったものが提示されてしまう。去年11月にいろんなテーマについてまとめたんですが、正直いいまして、議論を積み重ねないうちに、どうも結論だけが先に出てきている。

先ほどちょっと触れました、今回出ておりません資料2-2なども、具体的な契約例がそのまま出てきているんです。はなはだ申し上げにくいんですが、ちまたではちょっとおかしいのではないかということも、我々は耳にしているんです。果たして事実の関係はよくわかりません。わかりませんが、利害関係者が自ら都合のいいような契約を押し込んでいるとすれば、委員会の在り方として問題になるんだろうと思います。したがって、当然そうあってはなりませんから、この経緯、従来の進め方について、もう一度説明すべきなんだろうと思います。

これについては、6月25日に事務局から私の質問に対しまして、私などは闇のチームと申しておるんですが、明らかになった形で議論になったわけではない。外部のチームがどうもこの原案を用意していたのではないか。そう思われる節があります。したがって、そのときの議事録なり何なりを公開していただきたいと思ひますし、ワーキンググループの席で税金がかかっているとおっしゃっているのは、そういうことを含めておっしゃっているのであれば、その間の経緯も明らかにしてからのことにしていただきたい。これが動議の3つ目でございます。

以上3つについて、御審議をお願いしたいと思います。

渡委員長 最初の動議というのは、VFMの件から先に決めるべき、ということでしょうか。

A委員 従来もそれほど問題ないということですし、事務方の御議論も、これを指摘された方の省庁でも、ある程度よろしいのではないかというお話がありました。

渡委員長 では、最初の2つの問題につきまして、事務方から何かございましたら、どうぞ。

事務局 お手元の参考資料1をごらんいただきたいと思ひます。カラーの1枚紙で、今、



A委員から御指摘がありました、従来の経緯も含めて出ております。

A委員始め複数の委員の皆さんから、ワーキンググループでもう少し議論を煮詰めていくべきではないか。少し急ぎ過ぎているのではないかという御指摘を重ねていただいております。私どもの不手際もございまして、ワーキンググループの委員の皆様への御連絡が遅れたり、あるいは大部の資料を短時間でお見通しをいただくということになったことにつきましては、重ねてお詫びを申し上げたいと思います。

参考資料1をごらんいただきますと、左から3つ目、7月15日が今回の推進委員会でございます。推進委員会におきましては、A委員御指摘のとおり、当初、標準契約書案という書きぶりだったんですが、内容がまだ煮詰まっていない。これから議論を深めていく部分が多々残っているということでございますので、今回はドラフト、たたき台として一度おまとめていただいて、真ん中に黄色い部分がございますが、パブリック・コメント、意見交換会といったところで、PFIの場合は現場で実際に事業を担当しております公共施設の管理者の皆さんとか、あるいはSPCの民間事業者の皆さんから御意見をお伺いするというプロセスが非常に重要でございますので、これを8月、9月辺りでやらせていただきたいと考えております。

その後、秋口にかけて、総合部会、A委員御指摘のとおり、プロセスのワーキンググループを必要に応じて開かせていただきまして、再度この推進委員会、本委員会にお諮りをするという段取りで考えております。

今後の進め方でございますが、A委員からの御指摘のとおり、透明にいろんなプロセスを公開するような形で、特にパブリック・コメントの場合はすべてのプロセスが公開になりますし、甲という考え方に対して、乙という考え方もあるということをお提示しながら、公開の手続で議論を深めさせていただきたいと考えております。

渡委員長 ありがとうございます。

先程、特定の利害関係者のベースで議論が進められているというご指摘がございましたけれども、そのようなことがもしあるとすれば絶対に許されないことでありまして、私が委員長として責任を持って管理監督していきたいと思っておりますので、そこはひとつご安心いただきたいと思います。また、そういうことが万が一あるとしたら、是非具体的に御指摘願います。

それから、PFIにつきましては、現在現場が混乱しているようです。私も、いろいろな企業にヒアリングしましたが、ここに書いているような問題点や意見を多数聴きました。そういった問題点を早く解決することが、PFIを前向きに進めていくための要件だろうと思います。

したがって、今事務局が述べたとおり、公表する案は委員会としての結論ではなく、あくまでもこれから幅広く議論していくためのたたき台という位置づけであることから、まずは、パブリック・コメントに出すことが先決ではないかと考えます。

同時に、本委員会は今後とも透明性あるディスカッションをしていきます。中身につい

でもっとブラッシュアップしていくことが必要であると思っております。勿論、途中の手續において、恐らく時間等の制約もあり、事務局が独自に作業を進められたこともあるかとは思いますが、こういう委員会は内容そのものが大事だと思われまますので、内容において問題があるのであれば、随時直していくことが重要であります。そういった作業の手順につきましては、是非御理解をいただきたいと思っております。

最終的には、A委員がおっしゃったことを踏まえつつ、現場の方々も含めたパブリック・コメントで広く意見を聞きながら、内容をより改善していくべきではないでしょうか。よって、パブリック・コメントをスケジュールどおり実行させていただきたいとお願いする次第です。

この点に関しまして、山内委員長代理、何かございましたら、お願いいたします。

山内委員長代理 A委員の御指摘は、ワーキンググループでも伺いまして、この間の総合部会でも伺いました。

私も、今、委員長がおっしゃったとおり、そういった問題点があるのであれば、是非それを正していかなければいけないということだと思っております。特に私的な云々のところは、まさに委員長がおっしゃるとおり、許されない。それを明確にしなければいけないと思っております。

過去の進め方については、A委員の御意見も随分伺いまして、別の考え方あるいは御不満の部分もたくさんあると思っております。最終的に、今、事務局から御説明いただきました参考資料1の今後の進め方の中で、その辺の修正といいますか、それを御納得いくように図って行って、あるいは先ほど透明性という言葉が使われましたが、透明性が発揮できるような形の進め方に軌道修正させていただく。そういうことが一番建設的なプロセスではないかと思っております。

私はつい先週もPFIのある案件で審査委員会等をやったんですけれども、例えば物価のスライド制の問題などは、まさに、今、それをどう盛り込むかというところで現場はぎりぎりやっています、国交省も指針を出されたけれども、まだまだ抽象的で具体的に煮詰まっていらないんです。それを具体的な契約書の中に書かなければいけない。そういうところにきてしまっているものですから、我々はパブリック・コメントの中で、今回の資料1にあるような考え方を一応示すということは、そういったところで非常に有効になるんだと思っています。そういうことも、今、1例ですけれどもあって、喫緊の問題については、我々の考え方をある程度出して、これは決まったものではないというのが先ほどのお話です。決まったものではないけれども、ある程度出していくことも必要だと思っておりますので、そういった形の軌道修正をしながら、議論を正常化させていくということで御理解いただければと思っております。

渡委員長 私も立場上いろいろな審議会に出てまいりましたが、こうした指針のようなものを理念的にまとめるのは事務局は非常に上手ではありますが、実際にそれを現場で展開しようとしたときに、現場との接点がなかなかうまくいかず、頓挫するケースが多いと

思います。まさにPFIの問題点も同様ではないでしょうか。御指摘のような観点から、議論をもっと現場に下ろし、そこからの意見も取り入れながらブラッシュアップしていくことが大事ではないかと考えております。

併せて、事務方には、是非透明性ある進め方を肝に銘じていただきたいと思います。

ということで、いかがでしょうか。

A委員 今の御意見で、パブリック・コメントを早く求めるというのはよくわかります。そこで、いちいち全部を議論するというのは時間がかかってしまいますので、せめて今までのいろんなところで議論をして意見が出てきたことは並列的につけ加えて、つまり、幾つかある。それを踏まえてパブリック・コメントをいただけるような形に、是非ともしていただきたい。既に出ているものもありますので、足していただきたい。そこで次のステップに進んでいただきたいと思います。

渡委員長 そこはいかがですか。

事務局 そういうことで進めさせていただきたいと思います。

渡委員長 山内委員長代理、よろしゅうございますか。

山内委員長代理 結構でございます。

渡委員長 どうぞ。

B委員 1点確認ですが、参考資料1で18回の推進委員会では「標準契約書モデル及びその解説」「要求水準書作成指針」と書いてあるんですが、この最終アウトプットはモデルをつくるということと、ガイドライン、指針をつくるということによるしいんですね。

事務局 参考資料1の一番右端に書かせていただいております。当然、秋に十分な御議論をいただくことが必要でして、その上で名称は委員会等で御議論いただき、最後にふさわしい名前にしていただければと考えております。

B委員 名称を最後に議論するというのはどうなんでしょうか。最終的に目指すものは何かということを引きちんと明示した上でパブリック・コメントをもらう必要があると思います。つまり、契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)をパブリック・コメントに出して、その案をたたいてもらって基本的考え方の最終版を目指すのか、それとも一步踏み込んで要求水準書の作成指針というものを目指すのか、それはパブコメにかけるときに明らかにしないといけないんだろうと思います。

事務局 恐らく最終的に目指す姿は、ここにあるようなものかと思います。ただ、その部分は、私ども事務局であらかじめ予見をもってこうなるということが、まだ委員の先生方から御意見が出ている現時点の段階で、そこまで断言ができないということで、私が申し上げたような説明をさせていただいたところでございます。

B委員 それは今日の委員会で決めればよいと思うんですけども、あくまでも案であって、パブコメに出して、その後プロセスワーキンググループで確定するということならば、一応最終として目指している要求水準書の作成指針並びに標準契約書のモデルの案という形で出すことに支障があるのでしょうか。

事務局 今、委員長からも御指摘いただきましたように、たたき台ということは、A委員からの御指摘にもあるように、それは明示する必要があるかと思えます。まさにいろいろ議論を重ねていただいた上で、秋にまとまるかどうかも含めて議論をしていただいた最後の結論が標準契約書モデル及びその解説であるということは、そういうことで私どもも作業をさせていただきたいと思っております。

ただし、一方でA委員に御指摘いただいた点、またA委員だけではなく、参考資料12に付けさせていただいておりますけれども、実はほかの委員や専門委員の先生からもいろいろ意見が出ておりまして、それが必ずしも消化されていないということも、また事実でございます。

その意味では、まさに現時点で広く御意見をいただき、最終的には標準契約書モデル及び解説あるいは要求水準書作成指針を目指していきたいということはあるものの、ドラフトとしてのたたき台だということを現時点で示す意味では、私どもとしては、現時点での題は基本的考え方(案)になるのではないかとということで、今日提示させていただいているところでございます。

渡委員長 B委員、いかがですか。

B委員 何を目指してパブコメをとるのか。この秋にどういうふうに検討を進めるかについて明確にした方がいいと思いますが、ほかの先生方はいかがでしょうか。

渡委員長 ほかの先生方いかがでしょうか。どうぞ。

C委員 私は弁護士でございますので、最終的には標準契約書モデル及びその解説があれば、素人のかたにも分かり易いだろうということは理解しておりますが、今回のドラフトは、昨年11月の報告書とりまとめ後に準備をはじめ、総合部会で議論してきたものですから、標準契約書等を作成するには必ずしも十分ではありません。ですから、基本的な考え方を述べたものだとしてもいいと考えております。更に申し上げますと、今回のドラフトでは、事業契約と業務要求水準書について、基本的には運営型PFIに関して、非常に大きな考え方の転換について、示唆をしております。

運営型PFIの場合には、これを単純に包括的委託プラス請負契約だと理解して、それもとに審査していいのかどうかという極めて難しい微妙な問題がございます。渡委員長のようになさっておられる方が審査委員をなさるとしますと、事業環境が変化すると、そうした事業環境の変化に伴って事業や各業務の遣り方、内容を変えていくことが必要で、こうした変更が出来るような事業や業務の体制を組んで提案をしているのかどうかをご覧になると思えます。このような考え方をしますと、提案された設計図書や仕様書がそれとして優れていても、将来の変化に対する対応が難しいと判断されるものについては、必ずしも最優秀提案だとはされないといおうことになります。

そういう非常に難しい問題も含みつつ、今度の事業契約と要求水準書を検討していくのであって、そういう意味では、今回ものすごくチャレンジングなものを準備しております。それに従って、契約書のすべてと要求水準書のすべてについてまとめ切るというのは、現

時点では極めて難しいということなのです。

しかしながら、実務上の要請、喫緊の課題は、要は事業環境が変化する中で、どのようにすればいいのか。民間から見れば、運営型の PFI 事業が抱えている問題が、一番重要なところだと思ひ、官から見ても、これが一番重要なところだと思ひます。それについての方向性を示してもらいたいという要望が強く、今回は、それに対して、ストレートに答えたものです。従って、総合部会の中でも意見が対立することは当然のことであり、それを踏まえて委員の皆さんの議論整理していただいて、これを公表後、パブコメでいろいろな御意見をちょうだいして、まとめていくということが適切だと思ひます。

その結果、現時点では、まず基本的な考え方を公表することになるのですが、更にその先まで進んで完璧なものをつくるのかどうかということについては、色々考える余地があるかと思ひますので、B 委員がおっしゃったように、落ち着き先がよくわからないのではないかというのはそのとおりだと思ひますけれども、現時点ではこれでいいのではないかというのが、私の見解でございます。

以上です。

渡委員長 ありがとうございます。

D 委員、何かございますでしょうか。

D 委員 契約書モデルであるとか要求水準書作成指針という形を当然目指すわけだと思ひます。しかし、11 月に管理者あるいは事業者から聞いた中で、いろいろな課題が出てきて、その課題に対してはいろいろな形で応えようというか、これまでそういう形でできているわけです。しかし、それがいきなり全体としてまとめた形の標準契約書モデルになるか、あるいは指針になるかというところは、まだ見えないところがあるということで、少し弱い表現になっているのかと思ひます。けれども、基本的にはこれを目指していくという形で、今、C 委員がおっしゃったような姿勢でパブリック・コメントをとっていくというのが、1 つの姿勢かもわかりません。

あるいはもう少し簡略版というのは逆に中途半端になるのでしょうかけれども、それこそ英国も第 1 版から第 4 版まで出てきているわけなので、そういう形でいけば、これから出し方もいろいろ検討できるかもわかりません。現段階では最終的なパッケージとしてのモデルという形を目指すということは書けると思ひますけれども、秋までにどのように書けるかどうかというのは、事務局から御説明があったとおりだと思ひます。

渡委員長 ありがとうございます。

私も B 委員のおっしゃることはよくわかりますが、一方で D 委員ご指摘の難しさもあるようでございます。B 委員、いかがでしょうか。

B 委員 標準契約のモデルを秋までにつくるというのは現実的に難しいと思ひますので、私はそこに目標を置かずに、基本的な契約書の考え方をきちんと固めることを目指してパブリック・コメントをとって、必要に応じてワーキンググループをやった方がいいように思ひます。中途半端にモデルをつくりたいという意思表示をしてパブリック・コメントに

かけると、意見を出す方も困るのではないのでしょうか。その後のプロセスワーキンググループの進め方も目指すものによって違ってくると思います。少なくとも標準契約までまとめることは難しいならば、それは目標にしないで、基本的な考え方を秋までにつくりましょう。そのための意見をとるといふことでよろしいのではないかと思います。

渡委員長 いかがですか。どうぞ。

事務局 標準契約書モデル及びその解説という言葉は、実は昨年 11 月にこの委員会でとりまとめていただいた報告書に、具体的に出てくる表現でございます。

それから、冒頭、大田大臣からごあいさつがございましたけれども、総務省の勧告を受けて、6月に参議院の行政監視委員会で御議論がございました。そのときも大臣からは標準契約書モデル及びその解決をとりまとめますということで、力強い御答弁をいただいております。私どもとしては、是非標準契約書モデル及びその解説をつくるという目的、目標を掲げて、委員会の方で御議論を深めていっていただければと思います。

ただ、秋の段階で、議論が煮詰まり切らないということになりますと、その段階で引き続き委員会の方で御議論をいただくことはあろうかと思いますが、気持ちとしては、やはり標準契約書モデルとその解説をおままとめていただくということで、御審議を続けていただければという気がしております。

渡委員長 標準契約書のモデルをつくることを目指して、それに必要な基本的ポイントをパブリック・コメントに出すということですね。

事務局 はい。

渡委員長 今回のパブリック・コメントの位置づけとしては、契約書モデルを示してその当否を問うのではなく、PFIを取り巻く基本的諸問題について意見を広く聴取しようということで良いですね。

事務局 はい。

渡委員長 それでよろしいですか。

B委員 わかりました。

渡委員長 どうぞ。

E委員 今のような方向に私も賛成ですけれども、要するに、そういった趣旨をパブリック・コメントを求めるときに明示することが重要だと思います。作業の経緯としては、確かに標準契約書モデルあるいはその解説も含めていいんですが、あるいは要求水準書の作成指針をつくるべく作業を開始したんだけれども、これが要するに大変な作業だということがわかって、現在も進行中である。

ついでには、ここの会議だけではないですが、とりあえず、本日出ているようなそれぞれの基本的考え方というものをとりまとめたのでパブリック・コメントに付して、それらの意見を踏まえて、今後更に作業を続けていきたいとか、そういう表書きをきちんとしておくことが、最終目標として目指しているのはそういうことだと明示して、パブリック・コメントに付すことが重要だと思います。

渡委員長 どうぞ。

事務局 今のE委員の御指摘と、先ほどA委員から問題があったことを十分に明示すべきだという、その点を含めた前文をつくらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

渡委員長 そういうことで、パブリック・コメントを出していきたいと思いますが、この点につきまして、御異論ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

渡委員長 ありがとうございます。それでは、両案を公表いたしまして、広く意見を求めることにしていきたいと思います。

ただ、何回も言いますが、今後の進め方について、透明性に疑念を持たれぬよう、事務方にはひとつよろしく願いいたします。

それから、VFMに関するガイドラインの改定につきましては、冒頭、A委員からご指摘がありましたように、委員の皆様の考えが共通していると思われるので、PFI推進委員会としてこれをとりまとめ公表していきたいと考えておりますけれども、よろしくごさいませうでしょうか。

(「はい」と声あり)

渡委員長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から報告事項がございますので、よろしくお願ひします。

事務局 それでは、ただいま御審議いただきました契約の関係、業務要求水準の関係、そのほかに昨年の報告で重点的に検討し速やかに措置を構すべき課題として御提示いただいたものが3つございます。1つが他の官民連携手法の問題、もう一つが地球温暖化の関係、補助金税制とのイコールフットィングの問題、この3つがございましたが、それにつきまして、簡単に御報告をさせていただきたいと存じます。

まず、参考資料7をごらんいただきたいと存じます。A4の縦のちょっと厚めの資料になってございますが、官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会と右肩にありまして「PFI、指定管理者制度、市場化テスト等の官民連携手法の効果的な活用と適切な選定等について」というタイトルの資料でございます。

こちらにつきましては、私ども内閣府PFI推進室と指定管理者制度を所管しております総務省、市場化テストを所管しております同じ内閣府の公共サービス改革推進室と連携いたしまして、こういった官民連携手法のノウハウ共有等につきまして、議論をしたものでございます。

具体的には11ページ以降にございますけれども、参考資料という形で、それぞれの制度ごとにアンケート調査をいたしました。このアンケート調査を基にしまして、それぞれの制度で優れているところ、あるいは他の制度の方が一歩進んでいるようなもの、こういったところを分野ごとに整理してまいりました。

6ページにノウハウ共有イメージという形の図がございますけれども、PFI、指定管

理者制度、市場化テスト、それぞれこういったところが優れているというところを整理していったものでございます。

更にまた7ページ以降でございますけれども「 . 事業に応じた最適な官民連携手法を検討する考え方の提示」。具体的には、事業実施の決定までにどういったことを考えるべきか。あるいはそれぞれの事業を選択する場合に、どういった観点で選択をすべきか。こういったことについて、三者で協議をいたしまして、こういった考え方が1つの考え方であろうということを整理したものでございます。

2つ目が地球温暖化防止への対応というものでございますが、これは参考資料8、9が相当いたします。参考資料8がカラーでまとめました概要資料、参考資料9が報告の本体となっております。

この点につきましては、先ほどの業務要求水準の関係の中でも一部御紹介をさせていただきましたけれども、やはり洞爺湖サミットがございまして、環境問題が喫緊の課題となっている中で、PFI事業につきましても、PFIの観点から地球温暖化防止対策として何ができるかというところを勉強したものでございます。

具体的には、先ほど申し上げましたとおり、例えば光熱水費をPFI、LCCに入れるということで、ライフサイクル全体から見たCO<sub>2</sub>削減、コスト削減といったものを積極的に図るべきだろうというところを整理したものでございます。

3つ目は、補助金のイコールフットィングという観点でございますが、これは参考資料10、11が相当いたします。参考資料10が概要版、参考資料11が本体となっております。

これは今年1月の委員会の際にも、進め方について若干御報告させていただきましたが、PFIに関係する補助金を所管している関係省庁にアンケートという形で照会をいたしまして、従来型の手法あるいはPFIの中でもBOT、BTOといった類型ごとの違いによって、補助金が適用されるかどうかというところを調査したものでございます。

結果としましては、3年前、平成17年に調査をしたものから、BTO、BOT、それぞれ数字としては、それほど変わっていないところでございますけれども、現在の状況あるいは補助対象とならない理由等々を整理させていただいた形になってございます。

報告は以上でございます。

渡委員長 ほかにございませんね。

それでは、本日予定されておりました議事は以上で全部終了となりましたので、閉会とさせていただきます。大変活発で有意義かつ前向きな議論を多数いただきまして、ありがとうございました。先ほどまとめた内容でパブリック・コメントの手続きを進めていきたいと思っております。

それでは、どうもありがとうございました。